

契約の履行過程における債権者の責任（一）

——合意を基礎におく責任と合意とは異なる原理に基づく負担

小林友則

序章 問題の所在

第一章 民法の起草過程

第一節 旧民法における弁済の提供制度

一 制度の概要

二 旧民法の弁済の提供制度の特徴

三 まとめ

第二節 現行民法四九二条の弁済の提供制度

一 法典調査会における議論

二 現行民法四九二条の弁済の提供制度の特徴

三 まとめ

第三節 民法四一三条の起草過程における債権者の責任

一 法典調査会における四一三条の起草趣旨説明

- 二 原案四一二条に関する法典調査会での質疑応答
 - 三 民法修正案理由書
 - 四 起草委員の立法後の著作
- 第四節 小括

- 一 現行民法四一三条と現行民法四九二条との関係
- 二 現行民法四一三条の問題とする債権者の責任
- 三 まとめ（以上、本号）
- 第二章 債権者の責任をめぐる日本の学説の展開
- 第三章 履行の最終段階を規律するドイツ法上の制度
- 第四章 履行の中途段階を規律するドイツ法上の制度
- 第五章 結章

序章 問題の所在

(i) 契約の履行過程を観察すると、債務者のみで債務の履行を完了させることはできず、債権者の協力が必要とする場合が多い。最も基本的な契約である売買契約を例にとっても、目的物引渡債務について、債務者たる売主が目的物を引渡そうとしても、債権者たる買主がこれを引取ってくれなければ、目的物引渡債務の履行は完了

しない。そしてこの場合、契約の履行過程は障害され、売買契約の目的は実現されないままとなる。

契約の履行過程において債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場合、債務者は民法四九二条以下の弁済の提供制度に基づき、自己の債務の不履行を原因として生じる責任を免れることができる。たとえば、売買契約においては、買主が目的物を引取らない場合、売主は目的物引渡債務について履行遅滞の責任を問われない。しかし、売主は依然として目的物引渡債務を負担し続けることとなり、目的物の保存や管理についての負担など、様々な不利益を被ることになる。したがって、契約の履行過程において債務の履行プロセスが債権者側の事情で障害された場合に、債務者の債務不履行責任を免れさせるだけは不十分である。

この点、民法四一三条は、「債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があったときから遅滞の責任を負う」と規定する。しかしながら、債務の履行プロセスが債権者側の事情で障害された場合に債権者がどのような責任を負担するのは、条文上必ずしも明らかではない。

(ii) これまで、学説は、民法四一三条が定める債権者の責任の法的性質をめぐって法定責任説と債務不履行説が対立してきた。すなわち、法定責任説⁽¹⁾は、債権者は原則として受領義務を負わないという理解を前提に、四一三条は受領拒絶ないし受領不能の場合に債権者に法定の責任を課す制度であると解する。これに対し、債務不履行説⁽²⁾は、債権者も受領義務を負うという理解を基礎として、四一三条は受領義務違反に基づく債権者の債務不履行責任を問題とした制度であると解する。両説は、①債権者に責任を負わせるための要件として債権者の過失を必要とするかという点、および②受領遅滞制度の効果として債務者に損害賠償請求権や解除権を認めるかという点で結論を異にしていた。そして、周知の通り、四一三条の法的性質の理解に関しては、法定責任説が通説的

地位を獲得している。

しかし、近年、四一三条の法的性質につき法定責任説の理解をとる立場においても、信義則に基づき、あるいは契約の解釈を通じて、債権者に受領義務を認め、債権者が受領義務違反に基づく債務不履行責任を負う場合があると解されるようになり、伝統的な法定責任説と債務不履行説の対立は緩和されるに至っている。

しかしながら、この結果、次のような問題が生じている。

第一に、債権者がどのような場合に受領義務を負うのか、また受領義務違反の場合にどのような効果が生じるのかという問題が、個別具体的な事案に即した判断に委ねられることになり、債権者の責任を狭く解することも、広く解することも可能である。

債権者が受領義務を負うか否かは、受領遅滞の場合に債権者が債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問うことができるかを直接的に左右することになるが、契約の解釈あるいは信義則を根拠として債権者の受領義務を認めるとするだけでは、どのような場合に債権者に受領義務が認められるか、判断基準が明らかではない。

また、債権者が受領義務に違反した場合にどのような効果が認められるかはつきりしない。債権者が受領義務に違反した場合、債務者に損害賠償請求権が発生することについては問題がないとしても、どのような場合に契約の解除権まで認められるのか、さらには、履行請求権は認められるのかという問題は残ることになる。

債務者を保護する必要があるれば、債権者に受領義務を認め、損害賠償請求権のほかに解除権まで認めることにもなりかねない。しかし、これでは、債権者の責任は際限なく拡大してしまうおそれがある。

第二に、理論的にも問題が残る。これまでの議論においては、債務の履行を受領することは債権者の権利であって義務ではない、という考え方が、いわゆる「権利テーゼ」が、債権者がいかなる責任を負うかを考えるにあつ

で重要であると考えられてきた。⁴⁾そして、この権利テーゼの根底に存在する「債権を行使するか否かは債権者の自由である」との原則との関係で、債権者の責任は限定的に解すべきであるという考えが広く受け入れられた。債務不履行説が有力に主張されてきたにもかかわらず、債権者の受領義務を原則として否定する法定責任説がなお通説的地位に留まり続けることとなった理由はこの点にある。結局、法定責任説を基礎に置きながら、信義則を根拠として、あるいは契約の解釈を通じて、一定の場合に債権者に受領義務を認める見解は、権利テーゼを棚上げにしまっている。

もっとも、近年有力に展開されている契約責任論⁵⁾において、債権者の責任についても新たな展開がみられる。すなわち、債権者の受領義務が認められる範囲、および受領義務違反の効果が不明確であるとの問題についても、合意の拘束力との関係で債権者の責任が及ぶ範囲を確定することにより解決することが示されている。

従来、契約上の債務が履行されない場合に、責任の有無は債権・債務のレベルで議論が展開されてきた。⁶⁾しかし、近年の契約責任論では、債権・債務の発生原因たる契約と切り離して、契約当事者の責任の有無を考えるのではなく、契約を基点として契約当事者がいかなる責任を負うのかを考えていくべきことが主張されている。そして、そこでは、とりわけ契約の拘束力、あるいは合意の拘束力がどこまで及ぶかという観点が必要であると考え、債権者の責任を考えるにあたっては、合意の拘束力がどこまで及んでいるかという観点から考えるべきことが主張されている。

近年の契約責任論の立場からは、契約関係において受領義務が認められるか否かという問題は「債権者」の受領義務が認められるかという問題としてではなく、具体的な契約において「契約当事者」の受領義務が認められるかという問題として、つまり、契約の解釈の問題として考えられている。⁷⁾たとえば、売買契約における目的物

の引取に関しては、債権者が受領義務を負うかではなく、当該売買契約の解釈において、買主に受領義務が認められるかという問題として処理されることになる。

もつとも、総論として、近年の契約責任論の考え方を支持することができるとしても、この点から直ちに、契約の履行過程において債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場合における債権者の責任の全体像を明らかにすることはできないように思われる。

たとえば、次のような事案を例に考えてみたい。⁶⁾ 建設工事を請負ったAから、その工事のうち一部設備の工事を下請したYが、その工事に必要な備品の制作・設置をXに依頼し、契約締結日の翌月五日を納期とし、Yによる検収の後に代金の支払を行うことが約定された。この場合に、Xは、Aの工事が遅れ備品を設置できなかったことを原因として、Yに受領義務違反があるとしてYの責任を問題とすることができるか。

このような事案では、合意を厳格に解し、当事者間の明示もしくは黙示の合意を基本的に要求するならば、Yが確かに納期に受領することを約束したわけではないとして、Yが契約目的物を受領することにより合意の拘束力は及んでいないと考えることができる。しかし、一定の期日を定めた合意がなされた場合には当該期日に受領することが常に契約内容になると考えることもでき、このように解するならば、納期を定めて契約をした以上、Yが納期に契約目的物を受領することにより合意の拘束力が及んでいると考えることもできることになる。

また、当該契約においてYが備品を受領する義務を負うか否かを契約の解釈の問題として考えるとしても、当該契約の解釈にあたって、Yの備品の引渡請求権との関係を考えなくともよいのかという問題が残る。

このように、合意の拘束力がどこまで及んでいるかという観点から検討するとしても、この点から債権者の責任の範囲を一律に確定することができるわけではないように思われる。

契約上の債務の履行が障害された場合のうち、「債務者側」の事情で債務の履行が障害された場合については、周知の通り、現在では債務者の責任を契約責任としてとらえる考え方が有力である。ここでは、瑕疵の存在する物が契約の目的物とされた場合でも、合意によって瑕疵のない目的物を引渡すことにより合意の拘束力は及ぶと考えられ、瑕疵ある物を引渡した債務者は契約責任を負うとされる。しかし、「債権者側」の事情で債務の履行が障害された場合における債権者の責任については、契約上の債務の履行に対して債権者が協力することにまで合意の拘束力が及んでいるかを判断するための基本的な考え方が未だ確立されていない。

近年の契約責任論は、合意の拘束力がどこまで及ぶのかという観点で債権者が負う責任の範囲を確定する方向性を示しているが、未だ、契約の履行過程において債権者がどのような責任を負うのかを明確にするには至っていないように思われる。

結局、債権者の責任を発生させる根拠と債権者が具体的に負う責任との関係が解明されていないことが、契約の履行過程において債権者が負う責任の全体像の解明を阻害する一因となっていると考えられる。

そこで、本稿では、①債権行使の自由の原則との関係において債権者の責任がなぜ正当化されるのか、という点の考察から、②債権者の責任がどのような場合に認められるべきなのか、③債権者の責任の内容としてどのような効果が認められるべきなのかという点について検討し、契約の履行過程における債権者の責任の全体像を明らかにしたいと考える。

(…iii)とところで、契約の履行過程に着目すると、一回的給付によって契約の履行が完了する場合だけでなく、契約目的の実現に向けて債権者と債務者の行為が積み重なって履行プロセスが終了する場合がある。そして、近年の契約責任論の展開により履行をプロセスとして把握する考え方が浸透するのに伴い、これまで受領遅滞の問

題を考えるに際して主として想定されていた売買契約における目的物の引取が問題となる場面だけでなく、たとえば、家屋の建築請負契約において、注文者による工事の実施に必要な敷地の明渡しが問題となる場合のように、履行の中途段階においても債権者の責任が問題となることが明確に意識されるようになった。このため、債権者側の事情で債務の履行が障害された場合における債権者の責任を考えるにあたっては、履行プロセス全体における債権者の責任を問題とする必要がある。そこで本稿では、以下の視点から考察を行う。

第一に、本稿では、これまで主として議論がなされてきた場面、すなわち履行をプロセスとして捉えるならば、履行の最終段階にあたる場面における受領遅滞について考察を加えた上で、履行の最終段階に至るまでの履行プロセス、すなわち、履行の中途段階における債権者側の事情による履行障害の場合についても検討する。

そこで、本稿では、債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場合を広く包含する概念として「債権者遅滞」という用語を用いる。すなわち、本稿で用いる「債権者遅滞」という概念には、履行の最終段階だけでなく、履行の中途段階における債務の履行の障害が含まれる⁹⁾。また、債権者側の事情で債務の履行が障害されたという客観的な事実状態を指す場合に、「債権者遅滞」という用語を用いる。一方、債権者側の事情で債務の履行が障害された場合を規律する「法規範」を示す場合には、「債権者遅滞制度」という用語を用い、「債権者遅滞」と区別する¹⁰⁾。

なお、履行の最終段階を主として想定する場合には、「受領遅滞」という用語を用いる。日本法では、主として履行の最終段階について、これまで議論がなされており、かつ、当該問題状況を示す表現として「受領遅滞」という用語が広く浸透している。そこで、日本法の議論の考察にあたっては、「債権者遅滞」ではなく「受領遅滞」、「協力義務」ではなく「受領義務」という用語を用いる¹¹⁾。

第二に、本稿では比較法的視点からドイツ法における債権者の責任に関する議論を考察する。ドイツ法の考察が日本法における債権者の責任を考えるにあたって有益な示唆を与えてくれると考える理由は次の二点である。第一に、日本の民法四一三条を起草するにあたっては、ドイツ法が参考にされたことである。後述するように、起草者は、債権者の責任を規律するドイツ法上の二つの制度、すなわち債権者遅滞制度と引取義務制を取り込んで日本の民法四一三条を起草した。このため、ドイツ法における両制度の内容とその関係を考察することによって、起草者の目指した責任体系を説明することができると思われるからである。第二に、日本では履行の中途段階における債権者の責任については議論の緒に就いたばかりであり、十分な議論の蓄積がないが、ドイツ法には、履行の中途段階における債権者の責任について規律したいわゆる協力制度があることから一定の議論の蓄積があるからである。

以上の考察について、以下では次の順序で行う。まず、日本民法の起草過程について、日本の民法の起草者が受領遅滞の場合における債権者の責任をどのように考えていたのかを考察する（第一章）。次に、債権者の責任に関する日本の学説の議論を分析し、現在の日本法の到達点と問題点を明らかにする（第二章）。その上で、ドイツ法の考察を行う。ドイツ法については、まず、履行の最終段階を規律するドイツ法の制度、すなわち、BGB二九三条以下の債権者遅滞制度、およびBGB四三三条二項、六四〇条の引取義務制度について、その内容および両制度の関係を考察して、債権者の責任がどのように正当化されるのかを明らかにする（第三章）。続いて、履行の中途段階における債権者の責任に関するドイツ法の議論につき、BGB六四二条以下の注文者の協力制度、およびこの制度をめぐる展開された学説における注文者の協力義務論について、その内容と両者の関係を考察し、履行の最終段階を規律する制度との異同がどうかを分析する（第四章）。最後に、以上

の考察を踏まえて、日本法においては契約の履行過程における債権者の責任をどのように考えるべきか明らかにする（第五章）。

注

- (1) 伝統的な法定責任説をとる見解として、横田秀雄『債権総論』（清水書店、一九〇八年）二四四頁以下、石坂音四郎『日本民法第三編債権第二卷』（有斐閣書房、一九二二年）六〇五頁以下、川名兼四郎『債権法要論』（金刺芳流堂、一九一五年）二三五頁、鳩山秀夫「債権者の遅滞」同『債権法における信義誠実の原則』（有斐閣、一九五五年）（初出：法協三四卷五号七一頁、八号一三〇六頁、九号一五〇一頁、一一号一八一八頁、一二号一九七三頁（一九一六年）一〇一頁以下、中島玉吉『民法釈義卷之三 債権総論条』（金刺芳流堂、一九二二年）三五九頁以下、柚木馨「判例債権法総論上卷』（有斐閣、一九五〇年）一七二頁以下、於保不二雄『債権総論（新版）』（有斐閣、一九七二年）一七七頁などが挙げられる。

- (2) 伝統的な債務不履行説をとる見解として、末弘巖太郎『債権総論』（日本評論社、一九三八年）一七六頁以下、小池隆一「受領遅滞と債権者の受領義務」法学研究一四卷一号（一九三五年）五〇頁以下、我妻栄『債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、一九四〇年）一八六頁以下（また、同『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、一九六四年）一三三頁以下）、三島宗彦『総合判例研究叢書民法（一八）』（有斐閣、一九六二年）一一頁以下、吾妻光俊『法律学講座（一）民法 債権総論（完）』（弘文堂、一九六四年）八三頁、松阪佐一『民法提要債権総論』（有斐閣、一九五六年）一一三頁、片山金章「受領遅滞（債権者遅滞）」谷口知平・加藤一郎編『民法演習Ⅲ（債権総論）』（有斐閣、一九五八年）五六頁以下、加藤一郎『民法教室債権編』（井上書房、一九六〇年）二七三頁、山中康雄『債権総論』（巖松堂書店、一九五三年）六四頁以下、高梨公之『債権法総論』（日本大学出版局、一九五二年）二八〇頁以下などが挙げられる。

(3) この見解の中には、債権者の受領義務を認めるにあたっての基本的な考え方を異にする二つの立場が存在している。

第一に、契約類型に着目する見解であり、信義則を介して、売買における買主や請負における注文者に契約目的物の引取義務を一般的に認める。この立場は、古くから戒能博士（戒能通孝『債権各論』（厳松堂書店、一九四二年）一五五頁）によって主張されていた。そして、戦後、一連の論考の中でこの立場を詳細かつ強力に論じたのが、遠田教授である（遠田新一「買主の受領遅滞と売主の解除権」政経論叢二二巻一号三九頁以下、二号一頁以下（一九六二年）、同「債権者の受領遅滞による債務者の解除権―買主の引取遅滞について―」『契約法体系Ⅰ（契約総論）』（有斐閣、一九六二年）二八六頁以下、同「買主の受領遅滞と解除―私法二九号二七一頁以下、同「受領遅滞」柚木馨Ⅱ谷口知平Ⅱ加藤一郎編『判例演習（債権法Ⅰ）』（有斐閣、一九六三年）六〇頁以下、同「受領遅滞」谷口知平Ⅱ加藤一郎編『新民法演習三（債権総論）』（有斐閣、一九六八年）四七頁以下、同「受領遅滞（その二）」遠藤浩Ⅱ川井健Ⅱ西原道雄編『演習民法（債権）』（青林書院新社、一九七二年）五九頁以下）。また、近時では淡路教授（淡路剛久『債権総論』（有斐閣、二〇〇二年）二〇一頁）がこの見解をとる。

第二に、個別・具体的な契約に着目する見解であり、売買や請負においても買主や注文者に引取義務が一般的に認められるわけではないとした上で、個々の契約に即して、信義則を根拠として、あるいは契約の解釈を通じて、債権者に受領義務を認める。このような見解は、古くは末川博士（末川博『債権各論第一部』（岩波書店、一九三九年）九二頁以下）や勝本博士（勝本正晃『契約各論第一巻』（有斐閣、一九四七年）一一一頁以下））によって主張されており、近年では、林教授（林良平Ⅱ石田喜久夫Ⅱ高木多喜男『債権総論（改訂版）』（青林書院新社、一九八二年）七〇頁以下）や奥田教授（奥田昌道編『注釈民法（一〇）』（有斐閣、一九八七年）二六二頁以下、また、奥田昌道『債権総論（増補版）』（悠々社、一九九二年）二二六頁））がこの立場に立つことを明確にしている。

(4) 日本法において、権利テーゼは、すでに起草委員である富井博士によって、受領遅滞における債権者の責任を考えるにあたって

- 考慮されていた(富井博士述『債権総論(完)』(信山社、一九九四年)七一頁)。そして、判例においても、大審院において、権利テ一ゼを基礎に置いた判決が示されている(大審院大正四年五月二九日第三民事部判決(『民録二二輯一七卷八五八頁])。)
- (5) 契約責任論については、とりわけ日本私法学会シンポジウム資料(『契約責任論の再構築』ジュリスト一三一八号(二〇〇六年)八一頁以下)参照。
- (6) 従来も契約との関係で債権者の受領義務を認める見解がなかったわけではない。しかし、ここでは、契約との関係で債権・債務の内容を充実させることを通じて、債権者の責任が及ぶ範囲を問題としていた。受領義務の問題を基本的契約責任(給付義務)の問題ではなく、補充的契約責任の問題として位置付ける下森教授の見解(下森定『債権法論点ノート』(日本評論社、一九九〇年)七三頁)は、ここに含まれると考えられる。
- (7) 窪田充見「履行請求権」ジュリスト一三一八号(二〇〇六年)一〇五頁以下。また、窪田教授は、受領義務を契約の解釈の問題として捉えた場合には、債権者が「権利を有するだけであり、義務を負担しない」といった論理が入り込むことはない」と主張する。
- (8) 事例は受領遅滞を原因として契約を解除することはできないとの判断を示した最高裁昭和四〇年一月三日第二小法廷判決(民集一九卷九号二〇九〇頁)の事案をベースとした。もっとも、実際の事案は、原告たるXが納期までに膨張タンク等を製作・設置できなかったため、被告たる注文者のYが契約を解除した事案であった(我妻栄「判批」法学協会雑誌八三巻七・八号(一九六六年)一六二頁以下は、本判決につきこの点を特に強調する)。
- (9) なお、債権者側の事情で受領が不能となった場合にも、債務の履行プロセスは障害されることとなる。この点、確かに、遅滞の場合と不能の場合とで異なる規律が必要であるかは一つの問題である。しかし、本稿では、受領遅滞と受領不能を区別することなく議論してきた従来の立場を踏襲し、債権者遅滞が生じた段階で受領が不能か否かを特に区別することはせず、両者の違いの検討については今後の課題としたい。

(10) なお、本稿では、「債権者遅滞」を規律する「法規範」は複数ありうるとの前提のもとで債権者遅滞制度という用語を用い、考察を行うものである。これを広義の債権者遅滞制度と呼ぶとすれば、ドイツ法の BGB 二九三条以下の法制度は狭義の意味での債権者遅滞制度となる。BGB では、BGB 二九三条以下につき「Verzug des Gläubigers」というタイトルがつけられており、また、BGB 二九三条以下の法制度については、すでに多くの研究がなされ、債権者遅滞制度という用語が定着していると考えられるため、債権者遅滞制度と呼称することが同制度の識別を容易にすると考ええるからである。

(11) もっとも、従来も、履行の最終段階だけでなく、履行の中途段階をも意識して債権者が協力を行わない場合を問題とする論者も少なくはなく、そのような論者は意図的に債権者遅滞という用語を用いる場合も多い（例えば、奥田編・前掲注(3)二二九頁以下は履行の最終段階に至る前に問題となる債権者の協力を具体的に列挙する）。

第一章 民法の起草過程

本章では、民法の起草者が債権者の受領遅滞を原因として債権者がどのような責任を負うと考えていたのかについて分析する。

現行民法において、債権者が受領を遅滞した場合における債権者の責任について直接的に規律する制度は民法四一三条の受領遅滞制度である。もっとも、民法は債権者が受領を遅滞した場面を規律する制度として、民法四一三条の受領遅滞制度だけでなく、民法四九二条および四九三条の弁済の提供制度を置いている。この点、受領遅滞における債権者の責任に関する起草者の考えを検討するにあたっては、債権者が受領を遅滞した場面を規

律する制度を全体的に考察し、関連する制度相互の関係を分析することによって、各制度の趣旨を明確にすることが有益と思われる。そこで、本章では、民法四一三条の受領遅滞制度の起草過程だけでなく、民法四九二条の弁済の提供制度の起草過程についても考察する。

また、起草者は、旧民法において債権者が受領を遅滞した場面について規律していた旧民法財産編第四五一条四項を中心とする制度（旧民法上の弁済の提供制度）¹⁾を参照した上で、現行民法上の債権者が受領を遅滞した場面について規律する制度を起草した。このため、旧民法上の弁済の提供制度について考察し、現行民法の沿革を明らかにすることが、起草者がいかなる趣旨で現行民法の制度を起草したのかを明らかにするために有益と考えられる。そこで本章では、旧民法の弁済の提供制度がどのような制度であったのかについても考察する。

もつとも、債権者が受領を遅滞した場面を規律する制度の起草過程については、すでに多くの文献で紹介され、詳細な整理・分析も数多く行われている。²⁾にもかかわらず、本稿において、重複を恐れず改めて起草過程の考察を行うのは、次の二つの理由による。第一に、民法四一三条を擁する日本法において、契約の履行過程において債権者が負う責任の全体像を考えるにあたっては、そもそも起草者はどのような考えを有していたのかという点がきわめて重要な意義を有すると考えられる。第二に、従来の起草過程の研究においては、民法四一三条の法的性質をめぐる学説の議論の影響を受け、民法四一三条が問題とする債権者の責任の性質に関心が寄せられる傾向があったと思われる。このため、民法四一三条の法的性質の問題にとらわれることなく、受領遅滞における債権者の責任についての起草者の考え方を改めて見直すことには、本稿の問題意識との関係で一定の意義があると考える。

現行民法の起草過程においては、後述するように、旧民法の弁済の提供制度を参照して現行民法四九二条の弁

済の提供制度が起草され、その後、法典調査会において現行民法四一三条の受領遅滞制度が修正案として審議された。そこで以下では、まず、現行民法の沿革を理解してその制度趣旨を明確にするために、旧民法財産編第四五一条四項を中心とする旧民法の弁済の提供制度がどのような趣旨の制度であったのかを明らかにする（第一節）。次に、旧民法の弁済の提供制度との対比の下、現行民法四九二条の弁済の提供制度がどのような趣旨の制度として起草されたのかを考察する（第二節）。その上で、起草者がどのような趣旨で現行民法四一三条の受領遅滞制度を起草したのかを考察する（第三節）。そして最後に、以上の考察を踏まえて、民法の起草者が受領遅滞の場合における債権者の責任についてどのように考えていたのかを検討する（第四節）。

第一節 旧民法における弁済の提供制度⁽³⁾

一 制度の概要

（一）制度の趣旨と要件

財産編第二章第三章は「義務ノ消滅」に関する章であり、その第一節「弁済」の最初の条文である財産編四五一条は四項で次のように定めていた。

財産編第四五一条四項 債権者カ弁済ヲ受クルコト能ハス又ハ欲セサルトキハ債務者ハ第三款ニ記載シタル如ク提供及ヒ供託ノ方法ヲ以テ自ラ義務ヲ免カルルコトヲ得

理由書⁽⁴⁾ではこの条項について、債権者が任意に弁済を受領しない場合を規定しており、この場合について債権者を保護し、義務を免除する趣旨であるとの説明がなされるにとどまる⁽⁵⁾。

財産編第四五一条四項で債務者が義務を免除するための要件とされている「提供及ヒ供託」については、第一節第三款「弁済ノ提供及ヒ供託」に置かれた財産編第四七四条および第四七五条が定めていた。

財産編第四七四条 債権者カ弁済ヲ受クルヲ欲セス又之ヲ受クル能ハサルトキハ債務者ハ左ノ區別ニ從ヒ提供及ヒ供託ヲ為シテ義務ヲ免カルルコトヲ得

第一 債務カ金錢ヲ目的トスルトキハ提供ハ貨幣ヲ提示シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二 債務カ特定物ヲ目的トシ其存在スル場所ニ於テ引渡サル可キトキハ債務者ハ其物ノ引取ノ為メ債権者ニ催告ヲ為ス

第三 特定物ヲ債権者ノ住所其他ノ場所ニ於テ引渡ス可クシテ其運送カ多費、困難又ハ危険ナルトキハ債務者ハ合意ニ從ヒテ引渡ヲ即時ニ実行スル準備ヲ為シタルコトヲ提供中ニ述フ定量物ニ関シテモ亦同シ

第四 債権者ノ立会又ハ賛同ヲ要スル作為ノ義務ニ関シテハ債務者カ義務履行ノ準備ヲ為シタルコトヲ述フルヲ以テ足ル

財産編第四七五條 提供ハ前条ノ外上ニ定メタル弁済ニ必要ナル条件ヲ具備シ且特別法ニ定ムル方式ニ從フニ非サレハ有効ナラス

財産編第四七四條について、理由書は、提供の具体的要件に関する説明だけでなく、ここでも弁済の提供制度

自体の趣旨について説明している。

まず、弁済の提供制度の趣旨については、以下のような説明がなされている。⁽⁶⁾

債権者が債務者の弁済を債務の本旨に従ったものではないと主張してその受領を拒むことは珍しいことではない。債権者が善意で債務者の提供した履行を債務の本旨に従っていないと信じた場合だけでなく、債権者が自己の利益を追求するために、履行が債務の本旨に従っていないと主張して受領を拒む場合もある。しかし、他方で、債務者も、債権者が受領することに対して利益を有しているため、債務から解放されることを望むのであり、債務者の有する利害は時として一層重大となりうる。⁽⁸⁾

弁済をめぐって債権者と債務者の間に紛争が生じた場合において、一方当事者が他方当事者の専横に屈することのないようにしなければならない。しかしながら、裁判所で紛争を解決するには時間がかかり、また、勝訴した側にも損害が生じることがある。そこで、提供制度と供託制度という迅速かつ少ない費用で行うことのできる裁判外の手続を定めた上で、なお紛争が解決しないようであれば、裁判手続を行うべきものとした。

次に、提供の具体的要件については以下のような説明がなされている。⁽⁹⁾ まず、金銭債務の場合は、より効果的に債権者に受領を促すために、金銭を実際に債権者に提示しなければならぬ。⁽¹⁰⁾ これに対し、特定物をその所在地で引渡す債務の場合には、債務者の負担を重くしないよう、引渡の準備をした旨を述べるだけで提供がなされたものとしてよい。しかし、特定物をその所在地以外で引渡す債務の場合には、引渡場所まで運送することが原則である。もつとも、債権者が受領しないことをすでに債務者が知っている場合にはまで徒労に終わる運送をしなければならぬとすると、債務者は重大な損害を被る。このため、運送が多額の費用を要する場合、あるいは危険を伴う場合には、債務者が約束の場所で引渡を行う準備をした旨を述べるだけでよい。このような扱いは種類

物についてもあてはまる。このほか、工事を行う義務のような為す債務については、債権者の協力がなければ実際に提供を行うことができないのは明らかであるから、債権者に準備をなしたことを述べて、債権者の協力を催告すればよい。

財産編第四七五条が定める「弁済ニ必要ナル条件」とは、弁済の相手方や弁済の場所などの同節第一款に定められた弁済が有効であるための要件である。また、「特別法」とは、弁済提供規則（明治二三年勅令第二一七号）であり、弁済提供規則第一条は「民法財産編第四七四条ニ依レル弁済ノ提供ハ執達吏ヲシテ之ヲ為サシム可シ」と定めていた。⁽¹¹⁾ この財産編第四七五条点につき、理由書は、「弁済ニ必要ナル条件」の具備を要求したのは、その後の供託により債務者が義務を免れる以上、弁済が有効でなければならぬという当然のことを述べたにすぎないとする。また、「特別法」の定める方式に従うことを要求した点については、提供の手続は「非訟事件ノ手続」⁽¹²⁾に属するため、その方式について特別法に譲ったと述べるにとどまる。

(二) 弁済の提供の効果

弁済の提供の効果については、財産編第四七六条が定めていた。そして、提供がなされたにもかかわらず、なお債権者が受領を行わない場合につき、財産編四七七条以下で、債務者は供託を行うことができるとし、その方法と効果を定めていた。

財産編第四七六条 ①時期ヲ失セス且有効ニ為シタル提供ハ法律ヲ以テ規定シ若クハ合意ヲ以テ要約シタル失

権、解除及ヒ責罰ヲ予防ス

② 此提供ハ付遅滞ヲ防止シ又既ニ付遅滞ノ存セルトキハ将来ニ向ヒテ其効力ヲ止メ且遅延利息ヲ停ム

財産編第四七七条 ① 債権者カ提供ヲ受諾セサルトキハ債務者ハ供託ノ日マテニ債務ニ生シタル填補利息ト共ニ弁済ノ金額ヲ供託所ニ供託スルコトヲ得

② 特定物又ハ定量物ニ付テハ債務者ハ其物ヲ供託ス可キ場所ヲ指定スルコト及ヒ其保管人ヲ選任スルコトヲ裁判所ニ請求ス

③ 供託ノ方式及ヒ条件ハ特別法ヲ以テ之ヲ規定ス

財産編第四七八条 ① 有効ニ属シタル供託ハ債務者ニ義務ヲ免カレシメ且債務者カ意外ノ事ニ任シタルトキト

雖モ其物ノ危険ヲ債権者ニ帰セシム

② 然レトモ債権者カ供託ヲ受諾セス又ハ其供託カ債務者ノ請求ニテ既判力ヲ有スル判決ニ因リテ有効ト宣告セラレサル間ハ債務者ハ其供託物ヲ引取ルコトヲ得但此場合ニ於テハ義務ハ旧ニ依リ存在ス

③ 右ノ受諾又ハ判決アリタル後ト雖モ債務者ハ債権者ノ承諾ヲ以テ供託物ヲ引取ルコトヲ得然レトモ共同債務者及ヒ保証人ノ義務解脱ヲモ質権及ヒ抵当権ノ消滅ヲモ供託物ニ付債権者ノ債権者カ為シタル払渡差押ヲモ妨碍スルコトヲ得ス

理由書においては、財産編第四七六条について、弁済の提供により債務者は履行の遅延から生じる不利益を免れることを定めたと説明されている。しかし、なぜそのような効果が生じると定めたのかについては言及されていない。

また、財産編第四七七条および第四七八条については、弁済の提供では債務者は債務を免れるわけではない

め、財産編第四七七条および第四七八条で債務者が債務を免れるための供託制度について定めたと説明されている。そして、財産編第四七八条一項で供託の効果として危険の移転を挙げた点については、次のような説明がなされている。すなわち、債務者に過失がある場合、もしくは遅滞がなくとも債務者が負担すると合意された危険については、債務者は弁済の提供を行うだけでは免責されない。しかし、供託はすべての危険について債務者を免責する。この点を明らかにするため、財産編第四七八条一項で供託の効果としてあえて危険の移転を挙げた。

二 旧民法の弁済の提供制度の特徴

(一) 要件

財産編第四五一条四項および第四七四条の文言から明らかなように、旧民法の弁済の提供制度は、債権者が受領を拒絶した、あるいは受領できなかったこと⁽⁴⁾を要件として要求している。この点から、旧民法の弁済の提供制度が受領遅滞の場面を規律する制度であることは明らかである⁽⁵⁾。

また、旧民法の弁済の提供制度は、債務者が弁済の提供を行うことを要件として要求している。旧民法の弁済の提供制度で要求される弁済の提供には次の二つの特徴がある。

第一に、弁済の提供は、債権者が受領を拒絶し、または受領を行わなかった後に行われるべきものとされている点である。この点、財産編第四七四条の各号において定められた弁済の提供の方法は、一見、債務者が債務の履行プロセスにおいて通常行うべき行為ととらえることもできる。しかし、旧民法の弁済の提供制度の要件たる弁済の提供が債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場合に行われるべき行為として位置付けられていることは、財産編第四五一条四項および第四七四条の文言から明らかである。しかも、この点は、債務の種類

に応じて定められた具体的な提供内容にも反映されている。すなわち、理由書では、一号の金銭債務の場合について、弁済の提供として貨幣の提示を要求したのは、受領を拒絶した債権者を翻意させるためであると説明されている。また、三号の運送に多額の費用や危険を伴う引渡債務の場合について、引渡の準備をなした旨を述べるだけでよいとしたのは、債権者がすでに受領を遅滞しており、提供は徒勞に終わる可能性が高いからであると説明されている。

第二に、弁済の提供は、財産編第四七五条および弁済提供規則に基づき、債務者自身が行うものではなく、執達吏が債務者に代わって行うものとされている点である。では、なぜ、弁済の提供は執達吏を通じて行うべきものとされていたのか。⁽⁶⁾この点を考えるにあたっては、債務者の履行遅滞の場合について、財産編第三三六条により、債務者を履行遅滞に陥らせる場合にも執達吏を通じた催告が要求されていた点が参考になると考えられる。すなわち、旧民法では付遅滞制度が採用されており、債務者は履行期を過ぎただけでは遅滞に陥らず、債務者を遅滞に陥らせるには催告が必要であるとされていた。そしてこの財産編第三三六条について、理由書では、この催告は執達吏の送達する催告書によって行う必要があるとした上で、このような手続を求めるのは証拠の為に必要であるからだとして説明している。⁽⁸⁾このため、弁済の提供が執達吏を通じて行わなければならないとされていたのも、債権者が確かに受領を遅滞したという点を証明するためであったと考えられる。

弁済の提供に関する以上の二つの特徴をあわせて考えるならば、旧民法の弁済の提供制度の要件たる弁済の提供は、債権者が受領を行わない点を証明するための手続としての意義を有していたと考えられる。

(二) 効果

旧民法の弁済の提供制度においては次のような効果が想定されていた。まず、提供の効果として、「失権、解除及ヒ責罰」の予防（財産編第四七六条一項）、債務者に対する「付遅滞」の予防または将来に向けての「付遅滞」の効力の消滅、そして利息の停止（財産編第四七六条二項）が定められていた。そして、債権者が提供を受諾しない場合には、債務者は供託ができ、これにより債務を免れることができた（財産編第四七八条一項）。なお、危険の移転については、債務者が履行を遅滞した場合に負担させられる危険は弁済の提供により債権者に移転するが、債務者に過失がある場合や遅滞がなくとも債務者が負担すると合意されていた危険については、供託によってはじめて債権者に移転するとされていた（財産編第四七八条一項）。

旧民法の弁済の提供制度で想定されている提供の効果は、すべて履行プロセスが予定通りに進行しなかった場合に債務者が負うはずであった責任^レにつき債務者を免れさせることである。翻せば、旧民法の弁済の提供制度の効果には、債務者が通常の債務の履行プロセスにおいて負担していた責任^レを免除、あるいは軽減する効果は含まれていない。^(四) 債務者がこれを免れるためには供託を行わなければならない。また、債権者の責任を問題とする効果も想定されていない。

(三) 分析

旧民法の弁済の提供制度については、次の二点が問題となる。第一に、なぜ、弁済の提供によって、債務の履行がないことを原因として債務者に生じる責任が免除されるのか。第二に、旧民法の弁済の提供制度の効果が、債務の履行がないことを原因として債務者に生じる責任を免除することに限定されているのはなぜか。

この点、どちらの問題についても、民法理由書では明確な言及はない。²⁰⁾しかしながら、財産編第四七四条に関する理由書の説明から旧民法の弁済の提供制度の趣旨を考えることで、両問題に対する一つの考えを提示することが可能と思われる。

理由書においては、債権者と債務者の間の弁済をめぐる紛争との関係で、一方当事者が他方当事者の専横に服さないようにすることが必要であるとしている。また、当該紛争の裁判手続において、両当事者に勝訴する可能性があることを前提としている。そして、このような紛争は、本来、裁判で解決すべきであるが、裁判手続を行うことの弊害に鑑みて、簡易・迅速な手続として提供制度と供託制度を置き、この手続でも紛争が解決しなかった場合にこそ裁判手続を行うべきとしている。これらの点を考慮すると、旧民法の弁済の提供制度は、弁済をめぐる債権者と債務者の紛争について、両当事者を対等な形で捉えた上で、簡易・迅速な手続で暫定的に両当事者の利益を調整することにより、当事者間での紛争解決を促す制度であると考えることができる。

このような趣旨の制度においては、債権者と債務者が、それぞれ相手方の専横に服さないように、つまり受領しないこと、あるいは履行しないことにより過度の不利益を課されることがないように、両当事者の利益を調整することが要請される。その結果、債務者が履行しないことにより過度の不利益を課されないよう、債務者は債務の履行がないことを原因とした責任を免除されるとともに、債権者が受領しないことにより過度の不利益を課されないよう、債務者の免責の範囲は限定されることになる。

三 まとめ

以上の考察を踏まえると、旧民法における弁済の提供制度は、債権者が受領を行わない場合において、執達吏

を通じて債権者が受領を行わないことを確認した上で、債務の履行がないことから債務者に生じる責任を免責する制度であるといえる。もつとも、少なくとも民法理由書の説明に従った解釈を行う限りにおいては、旧民法の弁済の提供制度において、債務者の保護という点は必ずしも強調されておらず、むしろ、両当事者の利益を調整することに主眼が置かれていたと考えることができる。

注

(1) 当該制度は、後述するように、債権者が受領を遅滞した場面を債務者による弁済の提供という観点から規律した制度である。このため、本制度も弁済の提供制度と呼称した上で、旧民法上の制度を指すことを明示することにより、現行民法の弁済の提供制度との識別を図る。

- (2) 旧民法の弁済の提供制度を含め、民法四一三条の受領遅滞制度および民法四九二条の弁済の提供制度という債権者が受領を遅滞した場面を規律する制度の起草過程の全体を研究したものとして、前田達明『民法隨筆』（成文堂、一九八九年（初出・前田達明「債権者遅滞について」判例タイムズ六〇四号（一九八六年）二頁以下）一八二頁以下、奥田昌道編『注釈民法（一〇）』（有斐閣、一九八七年）二二二頁以下、北居功「民法四九二条の発展的沿革」慶応義塾大学大学院法学研究科論文集二五号（一九八七年）三一七頁以下、早川真一郎「民法四九二条（弁済の提供）」広中俊夫・星野英一編『民法典の百年Ⅲ 個別的観察（二）債権編』（有斐閣、一九九八年）二二一頁以下がある。また、現行民法四九二条の弁済の提供制度および四一三条の受領遅滞制度の起草過程については、とりわけ、奥富晃『受領遅滞責任論の再考と整序』（有斐閣、二〇〇九年）一五一頁以下が詳細な整理・分析を行っている。
- (3) 旧民法の編纂過程については、大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』（雄松堂出版、一九九九年）参照。
- (4) 条文の趣旨については旧民法典の公布後に作成された『公定フランス語訳及び立法理由書』の邦語訳（ボワソナード民法典研究

会編『民法理由書 第二巻 財産編人權部（ポワソナード民法典資料集成 第二期 後期IV）』（雄松堂出版、二〇〇一年）（以下、本書を民法理由書として引用する。）を基にし、草案に対する注釈については特に異なる趣旨が言及されていた場合についてのみ示す。

- (5) 民法理由書・前掲注(4)六三三頁。
- (6) 民法理由書・前掲注(4)七一四頁以下。
- (7) 理由書では、利息を多く確保するという利益、および給付目的物を占有することから生じる危険を回避するという利益が、債権者が受領を拒む理由として挙げられている。
- (8) 理由書では、利息の支払を免れるという利益、給付目的物を占有することから生じる危険を免れるという利益、そして、契約の解除や損害賠償を請求されることを回避するという利益が想定されている。
- (9) 民法理由書・前掲注(4)七一六頁以下。
- (10) 理由書では、この点につき次のように説明される（民法理由書・前掲注(4)七一六頁）。債権者が債務者の提示した金銭が適切な額であると認識しているにもかかわらずその受領を拒もうとする場合や、債務者の提示した金銭が適切な額に足りないと信じて過度の要求をする場合でも、債務者が実際に金銭を提示すれば、債権者は争いを避けるためにその意思を覆し、提示された金銭を受領する可能性が高い。このため、金銭債務は、特段の合意がない限り、債務者の住所地で弁済すべきものであるが、法律は債務が消滅することを企図して、金銭債務の債務者に債権者への金銭の提示を要求した。
- (11) この他、弁済提供規則においては、提供を行う委任を受けた執達吏は調書を作るべきこと（二条）や、提供を行った執達吏は手数料や立替金を受取ること（四条）が定められていた。
- (12) 民法草案の注釈では、「非訟事件ノ手続」ではなく、「裁判外ノ手続キ」と説明されている（ポワソナード民法典研究会編『再開

修正民法草案註釈第二編 人權ノ部Ⅱ〔ボワソナード民法典資料集成 後期Ⅰ-Ⅱ〕〔雄松堂出版、二〇〇〇年〕六三九頁（以下、本書を民法草案註釈として引用する）。

- (13) この失権については、売主が一定の期間内に代金を返還して受戻す権利を留保した場合や賃借人がある期日までに通知して賃料を前払いすることで賃貸借を更新する権利を留保していた場合が想定されている（民法理由書・前掲注(4)七二〇頁以下）。この場合において、売主が受戻しのために支払うべき金銭を支払わず、あるいは賃借人が更新のために支払うべき金銭を支払わないまま期間が経過した場合には、売主や賃借人は催告がなくとも当然にこれらの権利を失う。これが旧民法財産編四七六条の言及する失権であり、売主や賃借人は期限の満了前に提供をすれば、この失権を免れることができる。

- (14) 民法理由書・前掲注(4)や民法草案註釈・前掲注(12)では、債権者の受領不能の場合については言及がなされていない。他方、旧民法の解説書である民法正義では、受領不能が言及され、その例として未成年者に保佐人の選定がなされていない場合および相続人なき相続において管理人が任命されていない場合が挙げられている（井上正一『民法（明治三三年）正義 財産編第貳部 卷之貳（復刻版・日本立法資料全集別巻五六）』（信山社出版、一九九五年）（以下、本書を民法正義と称する）九二頁）。

- (15) 旧民法の条文および理由書の解説から、旧民法の弁済の提供制度は主として履行プロセスの最終段階を想定して構築された制度であると考えられる。しかし、財産編四七四条四項が債権者の協力がなければ作業を行えない作為債務の場合を問題としていることから、旧民法の弁済の提供制度は履行プロセスの中途段階をも規律対象として想定していると指摘することができる。

- (16) ボワソナードは、旧民法財産編第四七四条に相当する草案九九五条の注釈において、この草案ではフランス法典と異なり提供と供託の複雑な手続を省いて裁判後の手続としたと説明している（ボワソナード民法典研究会編『民法理由書 第三卷 財産取得編（ボワソナード民法典資料集成 第二期 後期Ⅳ）』（雄松堂出版、二〇〇一年））。しかし、執達吏を通じて提供を行うという点については、フランス法と同じである。すなわち、フランス民法においても、弁済の提供は、債権者が受領遅滞に陥った後に、執達

吏によってなされる必要があった(フランス民法一二五七条七項)。このため、提供は執達吏を通じて行うという点は、少なくとも、煩雑さを回避するという点を考慮してもなお外せない意義をもっていたことがうかがわれる。

(17) 財産編第三三六条 左ノ場合ニ於テハ諾約者其他ノ債務者ハ遲滞ニ付セラレタルモノトス

第一 期限ノ到来後ニ裁判所ニ請求ヲ為シ又ハ合式ニ催告書ヲ送達シ若クハ執行文ヲ示シタルトキ

第二 期限ノ到来ノミニ因リテ遲滞ニ付スルコトヲ法律又ハ合意ヲ以テ定メタル場合ニ於テ其期限ノ到来シタルトキ

第三 諾約者カ或ル時期ニ後レタル履行ハ要約者ニ無用ナルコトヲ知リテ其時期ヲ經過セシメタルトキ

(18) 民法理由書・前掲注(4)一五五頁以下。

(19) 理由書でも、売買の箇所において、買主が売買目的物を引取らない場合にも売主は保管義務を免れないことが示されている(ポワソナード民法典研究会編「民法理由書第三卷 財産取得編(ポワソナード民法典資料集成第二期 後期IV)」(雄松堂出版、二〇〇一年)九九頁)。

(20) この点、民法正義・前掲注(14)九二頁以下では、債務者保護の観点が強調され、旧民法の弁済の提供制度は債権者の受領拒絶・受領不能の場合に債務者に有効に弁済を為したのと同じの効果を生じさせる手続であるとされている。

しかし、この考えでは、第二の問題、すなわちなぜ効果が債務の履行がないことを原因として生じる責任の免責に限定されるのかという問題が残されることとなる。

なお、北居教授は、旧民法の弁済の提供制度において防御的な効果しか認められていないのは、提供制度に供託の要件としての位置付けがなされている結果にすぎないとする(北居功「債権者遲滞論の再構成序説」民法四一三条と四九二条の基本構造とその関係」法学政治学論究二号(一九八九年)一七四頁)。

しかし、供託による保護を前提として提供による保護を限定してもよいかは、なお問題として残されるように思われる。もっと

も、北居教授のこの指摘は、本稿とは異なる問題に焦点を当てたものであることは附言しておかなければならない。

第二節 現行民法四九二条の弁済の提供制度

後述するように、現行民法四九二条および四九三条によって構成される弁済の提供制度は、前節で考察した旧民法の弁済の提供制度を基礎にして起草された。そこで以下では、旧民法の弁済の提供制度がどのような議論を経て現行民法の弁済の提供制度として起草されるに至ったのかを考察し、旧民法の弁済の提供制度と現行民法の弁済の提供制度との対比という観点から、現行民法の弁済の提供制度がいかなる趣旨の制度として起草されたのかを明らかにする。

一 法典調査会における議論

現行民法四九二条は原案五〇七条として、また、現行民法四九三条は原案五〇八条として法典調査会に提出された。原案五〇七条と原案五〇八条は次のような文言であり、口語化前の民法四九二条および四九三条の文言とほとんど変わらないものであった。

原案五〇七条 弁済ノ提供ハ其ノ提供ノ時ヨリ不履行ニ因リテ生スヘキ一切ノ責任ヲ防止ス

原案五〇八条 弁済ノ提供ハ債務ノ本旨ニ従ヒテ現実ニ之ヲ為スコトヲ要ス但シ債権者カ予メ其受領ヲ拒ミ

又ハ債務ノ履行ニ付キ債権者ノ所為ヲ要スルトキハ弁済ノ準備ヲ為シタル旨ヲ通知シテ其受領ヲ催告スル

法典調査会では、原案五〇七条および五〇八条について、穂積委員によって以下のような説明がなされている。

原案五〇七条については、①旧民法において弁済の効果を定めていた旧民法財産編第四七六条および第四七八条一項に該当する条文であること、②債務者が有効に弁済の提供を行ったならば遅滞によって生じる責任を免れることは当然のことなので、弁済の提供の効果として遅滞に基づく責任の免除を認める点は旧民法と同じであること、③旧民法では旧民法財産編第四七八条一項において危険の移転が供託の効果とされていたが、原案五〇七条では、債権者が遅滞に陥った場合には債権者が危険を負担すると定めるドイツ法を参考にして、危険の移転も弁済の提供の効果として含まれるようにしたことが説明された。

原案五〇八条については、①旧民法で提供の方式を定めていた旧民法財産編第四七四条に修正を加えた条文であること、②旧民法では、弁済の提供と供託とを統合して考えたため、弁済の提供をなしうる場合を債権者の受領拒絶または受領不能の場合に限定していたが、提供は履行のプロセスで通常必要とされることであり、受領拒絶または受領不能の場合に限られるものではないので、原案五〇八条では弁済の提供をなしうる場合を債権者の受領拒絶または受領不能がある場合に限定していないとの説明がなされた。また、③原案では、旧民法財産編第四七四条第一号から第四号までに提供の方法が具体的に定められていた点を総括して、「債務ノ本旨ニ從ヒテ現実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」としたこと、④原案五〇八条の意義は主に但書にあり、旧民法四七四条では運送の費用が高いか否かなどの不確定な基準が採用されていたことを改め、口頭の提供で足りる場合を明らかにしたこと、⑤説明された。他方、弁済の提供は執達吏が行うべきことを定めていた旧民法四七五条を削除した点については、

「言フ迄モナイコト」であるからと述べるに留まる。

原案五〇七条に対しては、提供にあたるのはどのようなものかという横田国臣委員の質問に、それは次の原案五〇八条で規定しているとの穂積委員の回答があったほか、「防止ス」という文言は「免カレシム」の方がいいのではないかというやりとりがあったのみで審議が終わっている。

一方、原案五〇八条に対しては、長谷川喬委員が、特定物を現在地で引渡す債務の提供について、旧民法財産編第四七四条二号（債務カ特定物ヲ目的トシ其存在スル場所ニ於テ引渡サル可キトキハ債務者ハ其物ノ引取ノ為メ債権者ニ催告ヲ為ス）では催告で足りるのに、原案五〇八条では現実の提供が必要になるのはなぜかという趣旨の質問がなされた。この質問に対し、穂積委員は、これは債権者の行為を要する場合に入るので原案五〇八条においても催告で足りると答え、その際に、「本条ヲ斯ノ如ク短ク書キマシタノハ主トシテ独逸ノ原案ニ拠ツタノテアリマス」と述べ、原案五〇八条の起草にあたってドイツ法を参考にしたことを明らかにしている。

二 現行民法四九二条の弁済の提供制度の特徴

(一) 要件

現行民法の弁済の提供制度は、要件に関して、以下の二点で旧民法の弁済の提供制度と異なっている。第一に、旧民法の弁済の提供制度では、弁済の提供を行うにあたって、債権者による受領拒絶または受領不能のあることが要件とされていたのに対し、現行民法の弁済の提供制度は、債権者が受領を行わなかったことを要件としていない。第二に、旧民法の弁済の提供制度では弁済の提供を執達吏が行うとされていたのに対し、現行民法の弁済の提供制度では弁済の提供を債務者自身が行うものとしている。

以上の具体的な相異点から、現行民法四九二条の弁済の提供制度の要件たる「弁済の提供」は、債権者が受領を行わないために履行プロセスが障害された場面において債務者に要求される手続ではなく、通常の債務の履行プロセスにおいて債務者に要求される行為であるといえることができる。⁽⁸⁴⁾ またそれゆえに、現行民法の弁済の提供制度における弁済の提供には、債権者が受領を行わなかったことを公的に確認するとの意義が失われ、代わりに債務者が債務者の側でなしうるすべてのことをなしたという意義が付与されるに至っていることを指摘することができる。

現行民法の弁済の提供制度が旧民法の弁済の提供制度を基礎とした制度であるにもかかわらず、要件についてここまでの改変がなされるに至ったのは、原案五〇八条の起草にあたりドイツ法を参考にしたことが原因として考えられる。この点、旧民法が弁済の提供制度を作る際に参考にしたフランス法においては、弁済の提供は、債権者が受領遅滞に陥った後に執達吏によって行う行為とされ、債務者が責任を免れるための手続としての意義が与えられていた。⁽⁸⁵⁾ これに対し、ドイツ法には弁済の提供制度という独立の制度は存在せず、弁済の提供は債権者遅滞制度において債権者を遅滞に陥らせるための要件としての意義が与えられているにすぎない。⁽⁸⁶⁾ そのためドイツ法においては、弁済の提供は、債務者が債務の履行プロセスで通常行うべき行為として理解されてきたのである。したがって、現行民法の弁済の提供制度はフランス法に由来する旧民法の弁済の提供制度を基礎としているにもかかわらず、起草者は、フランス法における「弁済の提供」とドイツ法における「弁済の提供」の意義の相異を理解しないままに、ドイツ法を参考にして弁済の提供制度の要件を構築してしまったため、弁済の提供は債務者によって通常の債務の履行プロセスにおいて行われるべき行為としてとらえられたと考えられる。

(二) 効果

現行民法の弁済の提供制度における弁済の提供の効果は、債務の履行がなされないことを原因として債務者に生じる責任につき債務者を免責することである。この点、旧民法では具体的に効果が定められていたのに対し、現行民法ではそれらが要約されているという違いはあるが、旧民法と現行民法で弁済の提供制度の効果にほとんど差異はない。

ただし、現行民法の弁済の提供制度では、このような効果を生じさせる根拠が、債務者が債務者の側でなすべきことをなした⁶という点に求められている。

また、現行民法の弁済の提供制度の起草段階においては、危険の移転が弁済の提供の効果と考えられている。この効果は、旧民法では弁済の提供の効果に含められていなかったものであり、債務の履行がなされないことを原因として生じる責任の免責という範囲からも逸脱する。

この危険の移転という効果は、法典調査会における趣旨説明で言及されているように、ドイツ法の債権者遅滞制度を参考にして弁済の提供制度に組み込まれたものである。したがって、現行民法の弁済の提供制度の効果面においては、フランス法とドイツ法が完全に交錯していることになる。

(三) 分析

では、現行民法四九二条の弁済の提供制度では、債権者の責任は問題とされているか。

この点、現行民法四九二条の弁済の提供制度が債権者の責任を問題としない旧民法の弁済の提供制度を主として継受している点からは、現行民法の弁済の提供制度では、債権者の責任は問題とされていないとの推論が成り

立つ。しかし、①現行民法の弁済の提供制度では、旧民法の弁済の提供制度と異なり、弁済をめぐる債権者と債務者の紛争における両当事者の利益の調整という点ではなく、なすべきことを為した債務者が置かれるべき法的地位という点が制度の中心に置かれるに至っていること、そして、②起草者が現行民法四九二条の弁済の提供制度を起草するに際して、要件面のみならず効果面においても、債務者を保護するために債権者に責任を負担させるドイツ法の債権者遅滞制度の考え方を取り入れていることを考慮すると、確定的とはいえない。

三 まとめ

現行民法四九二条の弁済の提供制度は、効果の面で旧民法の弁済の提供制度、ひいてはフランス法を主として継受した制度でありながら、要件の面ではドイツ法の債権者遅滞制度を参考にして構築された。このため、現行民法の弁済の提供制度は、旧民法の弁済の提供制度、さらにはドイツ法やフランス法の制度とも異なる独自の意義をもつ制度として起草されるに至っている。その意義とは、債務者が、債務の本旨に従った履行の提供という、履行プロセスにおいて債務者の側でなすべきことをなしたことを理由として、履行遅滞から生じる責任につき債務者を免責するというものである。もともと、現行民法の弁済の提供制度が債権者の責任を問題としているかという問題については、とりわけ、現行民法の弁済の提供制度の起草にあたってドイツ法の債権者遅滞制度の考え方が取り入れられていることから、現行民法四九二条の起草過程の考察のみから確定的な結論を導くことは困難である。

この点、法典調査会において、現行民法四九二条の弁済の提供制度の審議がなされた後に修正案として提出された現行民法四一三条の受領遅滞制度を起草するにあたって、ドイツ法の債権者遅滞制度が参照されている。

そこで、次の第三節において、現行民法四一三条の起草過程を考察し、その上で、両制度の関係から現行民法四九二条の弁済の提供制度の意義について改めて検討することとしたい。

注

(21) ・口語化前の民法四九二条 弁済ノ提供ハ其提供ノ時ヨリ不履行ニ因リテ生スヘキ一切ノ責任ヲ免レシム

・口語化前の民法四九三条 弁済ノ提供ハ債務ノ本旨ニ從ヒテ現実ニ之ヲ為スコトヲ要ス但債権者カ予メ其受領ヲ拒ミ又ハ債務ノ履行ニ付キ債権者ノ行為ヲ要スルトキハ弁済ノ準備ヲ為シタルコトヲ通知シテ其受領ヲ催告スルヲ以テ足ル

(22) 『法典調査会 民法議事速記録 八』（法務図書館資料八、一九八一年）一三七頁以下。

(23) 法典調査会において、この点は、「既成法典の第四七八条ノ第一項ニ危険ノ責ト云フモノハ供託ヨリシテ債権者ニ帰スル様ニナシテ居リマス併シ是ハドウモ当ヲ得タ規定テハナイノテアリマシテ其債務ノ本旨ニ從ヒマシテ現ニ有効ニ受取ルヘキ有様ニシマシテ而テ其債権者ガ遅滞ニナル独逸法典ニ於テハ債権者ノ遅滞ノ場合ニ於キマシテハ矢張り其危険ハ債務者ガ意外ノ事ニ任シタルトキモ債権者ノ責ニ帰スルト云フコトガアリマスガドウモ然ウ云フコトガアルヘキ道理ハアルマイト思フ夫故ニ危険ノ場合モ含ミマス様ニ広ク書イタ夫レ丈ケガ既成法典ト異ナツテ居ル」（傍点筆者）と述べられている。ここから、旧民法（既成法典）では危険が供託の効果とされているが、それは妥当ではなく、現行民法では危険も（提供の効果として）含むようにしたという趣旨は容易にうかがえる。しかし、ドイツ法の債権者遅滞制度では危険の移転が効果として含まれている点につき、「ドウモ然ウ云フコトガアルヘキ道理ハアルマイト思フ」としたのでは意味が通じなくなってしまう。

この点につき、奥田昌道教授は「はなはだ理解に苦しむ箇所である」とした上で、「独逸法典」は「既成法典」の誤りではないかとする（奥田・前掲注(2)二三四頁）。しかし、それでは「ドウモ然ウ云フコトガアルヘキ道理ハアルマイト思フ」の部分の意味

が通らないことを、奥田教授も認める。また、奥富教授は「独逸法典」は「既成法典」の誤りと解した上で、「債務者が意外ノ事ニ任シタルトキモ債権者ノ責ニ帰スル」の部分の「債権者」を「債務者」の誤りであるとすれば、全体の文意は問題なく通るとする（奥富・前掲注(2)一五二頁）。そして、早川教授も奥富教授の解釈が素直であるとした上で、「独逸法典」は直前に挙げた既成法典としての「同一法典」の誤記ではないかとの推測を提示する（早川・前掲注(六)二二三頁以下）。

他方、前田教授や窪田教授は「アルヘキ道理ハアルマイルト思フ」の部分をもあるべき道理ではあるまいかと思う。という趣旨の記述を誤記したものであるという解釈をとる（前田・前掲注(2)一八三頁、窪田充見「史料」債権総則(四八)「民商九六卷四号(一九八七年)五七三頁」）。

この点、原案五〇八条の審議における質疑応答から、当該弁済の提供制度を起草するにあたってドイツ法の受領遅滞制度を参考にしたことは明らかである。また、「其債務ノ本旨ニ從ヒマシテ現ニ有効ニ受取ルヘキ有様ニシマシテ而テ其債権者ガ遅滞ニナル」という点は、すでに債権者が遅滞になった後を問題としていた旧民法（既成法典）から導くのは困難である。そのため、この部分においても、「独逸法典」はドイツ法を指していると考えられ、むしろ「アルヘキ道理ハアルマイルト思フ」の部分をもあるべき道理ではあるまいかと思う。という趣旨の記述を誤記したものであるという前田教授や窪田教授の解釈が妥当であると考えられる。

(24) 早川教授はこの点に着目して、旧民法の弁済の提供制度における弁済の提供を「制度としての提供」、現行民法の弁済の提供制度における弁済の提供を「現象としての提供」と呼称する（早川・前掲注(2)二五二頁）。

(25) フランス法における弁済の提供制度については、北居・前掲注(2)三一九頁以下および北居・前掲注(20)一六八頁以下参照。

(26) ドイツ法の債権者遅滞制度については第三章で詳述する。

第三節 民法四一三条の起草過程における債権者の責任

本節では、民法四一三条の起草過程において、債権者の責任をめぐりどのような議論が展開されたのかを考察する。

一 法典調査会における四一三条の起草趣旨説明

現行民法四一三条は、原案四一二条として、第八七回法典調査会において、現行民法五七四条（原案五七五條）の審議の後に修正案として初めて提出された。⁽¹⁾ すなわち、現行民法四一三条は、原案五〇七条である現行民法四九二条の後に法典調査会で審議されている。

原案四一二条が債権総論の審議時ではなく、原案五七五条の審議の後に修正案として提出された理由について、穂積委員はこの規定がもとと売買における引取義務の規定として起草されたためであると説明している。⁽²⁾

買主が引取義務を負う理由については、次のように説明されている。売主は一定の時間、一定の場所での引渡をする義務を負っているが、引渡には準備がいり、また、引渡すまで目的物を保管する場所について、引渡後は自己のために用いることを期待するのが当然である。そのため、買主が引取らない場合には、売主は非常に損失を被り、迷惑を被り、そして無駄な手数をかけなければならなくなる。そこで「法律カ引渡ヲ或ル時或ル場所ニ於テ命シマシタ以上ハ他ノ方ニ於テハ之ヲ引取ルト云フ義務カナケレハナラヌ」と考えた。

売買において引取義務の規定を置こうとしたにもかかわらず、原案のように債権総則に受領遅滞の規定を置き、債権一般に広く適用される形へと修正された理由については、次のような説明がなされている。すなわち、起草

委員は、当初、売買に関して、買主に売買目的物を引取る義務が存在することを規定しなければ不都合であると考え、買主の引取義務を定める規定を入れ、これを有償契約一般に適用させることを考えていた。そして、たとえ受領遅滞について特に規定を置かなくとも、供託の規定があるため不都合はないと考えていた。しかし、売買において買主の引取がなされない場合に生じる不都合は、売買に限ったものではなく、さらには有償契約に限ったものでもない。たとえば贈与においても、受領者は一旦承諾して贈与契約を成立させたにもかかわらず、受益者が目的物を受取らなければ、引渡の準備等、手数をかけた贈与者に迷惑をかけることになってしまう。そのため、諸国の法典に習い、「一般ノ債務ノ履行ノ通則ノ中ニ掲ケテ置テ債権者ノ遅滞ノ規則ト致シテ置ク方カ適當テアラウ」と考えたと説明されている。

さらに穂積博士は、債権者が遅滞について責任を負うためには過失を要するとする立法例、過失までは必要ないが債権者のなんらかの意思を要するとする立法例、そして過失を要しないとする立法例があることを述べた上で、本案では第三の過失を要しない立場をとり、債権者が受領をしないという事実さえあれば受領遅滞の責任が発生するとしている。

過失がなくとも債権者が遅滞について責任を負わなければならない理由については、次のような説明がされている。すなわち、債権者に過失がない場合には、債務者に生じた損害をどちらが負担するかという問題となる。このとき、過失の点では両者は平等の立場にあるが、債務者はすでに債務の本旨に従った履行手続を行っているのであり、また、目的物は終局的に債権者に帰属するものである。つまり、ここでの問題は、すでに為すべきことをすべて為した債務者が負担を負うべきか、それとも目的物が終局的に帰属する債権者が負担を負うべきかということになる。この点、危険に関する規定でも危険は物が終局的に帰属する者が負うとされている。受領遅滞

の場合において、天災でも病気でも、妨げられたのはどちらかというとは債権者の方であるから、その不幸の結果の損失は債権者が受けるのが当然だと思われる。受領不能の場合に債権者に責任を負わせるのは気の毒であるが、債務者に負わせるのはさらに気の毒なので、売買の目的物が終局的に帰属する者に責任を帰属させるのが適当であると考えた。

最後に穂積博士は条文の位置について、原案四一条（現行四一二条）の第三項として置くことも考えたが、原案四一条の債務者の遅滞の後に置き、債権者の遅滞と債務者の遅滞とを並べるのがよいと考えたと述べている。

二 原案四一二条に関する法典調査会での質疑応答

法典調査会では、穂積委員による説明が行われた後に原案四一二条に関する質疑応答がなされ、ここでは主として弁済の提供制度と受領遅滞制度との関係が問題とされた⁴⁰⁾。この問題に関するやりとりは次の通りである。

長谷川喬君 私ニハ分カリマセヌカラ伺ヒマスガ本条ハ詰リ危険問題、重モニ

穂積陳重君 損害賠償又ハ利息ノ附クヘキトキハ遅滞利息トカ其問題ニ帰シマス夫レカラ「遅滞ノ責ニ任ス」

ト云フト勿論……

長谷川喬君 此四百九十五条四百九十七条テハ足リマセヌカ

穂積陳重君 供託テハ何ウモ足リマセヌ又供託テハ物カ……居リマス之ハ労力テモ何シテモ之ニ這入ル積リテア

リマスカラ

長谷川喬君 提供ハ何ウテゴザイマセウカ四百九十五条ハ提供ノ……一切ノ責任ヲ免レル

穂積陳重君 夫レハ債務者カ免レル

長谷川喬君 債務者カ免レルト云フト詰リ債権者ニ帰スルト云フコトニ為リハシマセヌカ

穂積陳重君 イヤ債務者カ履行ニ付テノ債務ヲ免レルト云フコトニハ必ス債権者カ夫レニ付テ責任ヲ負フト云

フコトニハ為ラヌ、為ラヌ所テナイ少シモ関係カナイコトカアリマス此時ヨリ危険カ移ルトカ何
ントカ云フヨウナ事カ書テアレハ何ンダカ

議長（箕作麟祥君） 四百九十五条ノ「弁済ノ提供」ト云フコト丈ケテハ意味カ狭マ過キテ往ケナイト云フノテ
スカ

梅謙次郎君 夫レテモ狭マ過キテ往ケマセヌ

穂積陳重君 労力テモ何ンテモ這入ル積リテアリマスカラ之ヲシテヤラウト言ツテヤツテ来タ所ガ夫レハ出来
ル

ここで言及されている「四百九十五条」とは、現行民法の四九二条にあたる。すなわち、ここでは、現行民法四一三条の効果を問題とした長谷川委員から、四九二条により弁済の提供の効果として債務者が一切の責任を免れるとされているのに、四一三条の受領遅滞の規定を置く必要があるのかという質問がなされている。長谷川委員は、債務者が責任を免れるということは債権者に責任を課すに等しいという認識であったと考えられる。この質問に対して、穂積委員は、債務者が責任を免れるからといって債権者が責任を負うことにはならないと回答しており、穂積委員が、債務者が責任を免れることと債権者に責任を課すことを明確に区別していたことがうかがえる。また、危険が移転するといったことが書いてあればともかく、と述べていることから、穂積委員が、

四九二条の弁済の提供の規定を債務者の責任を免れさせるだけの規定にとらえ、四九二条の規定では債権者に責任を負わせることはできないと考えていたことがうかがえる。つまり、穂積委員は、長谷川委員の質問に対して、四九二条は債務者が責任を免れるだけであるため、債権者に責任を負担させるために、四一三条の受領遅滞の規定が必要である旨の回答を行ったといえる。

以上のような応答の後であるため、その後の算作議長と梅委員のやりとりは、弁済の提供の規定では債権者に責任を負わせるに至らないため狭すぎないということかという算作議長からの質問に対し、梅委員がこれを肯定したものと考えられる。

三 民法修正案理由書

原案四一三条（現行民法四一三条）に関しては、民法修正案理由書においてもその起草趣旨が説明されている。⁶¹⁾

民法修正案理由書では、法典調査会でみられたような引取義務の一般化といった、受領が義務であるとの記述はみられず、現行民法四一三条が債務者を保護するための規定であることが強調されている。すなわち、現行民法では旧民法の弁済の提供の効力を拡張したが、債務者を債務不履行責任から保護するにとどまり、債務者の不利益を救うに足りない。そのため現行民法四一三条で債権者も遅滞の責めに任ずることを認め、その要件と時期を定め、債務者の遅滞に関する前条の規定と照応して双方の利益を平等に保護するものである、と。

その上で、民法修正案理由書では債権者に遅滞の責任を負わせるために過失は不要であるとし、法典調査会における説明と同じ趣旨の説明を繰り返している。すなわち、双方に過失がない場合、目的物から生じた損害は、債務の本旨に従った履行を行ってすでに為すべきことをすべて為した債務者ではなく、目的物が終局的に帰属す

る債権者が負担するべきである、と。

四 起草委員の立法後の著作

法典調査会においては、四一三条の趣旨は穂積委員によってなされており、起草委員である梅委員と富井委員が四一三条の趣旨をどのように考えていたのかについては、立法後の著作にしか明らかになされていない。そこで以下では立法後の著作を参考にしながら、起草委員である梅謙次郎博士と富井政章博士の考え方を整理しておくことにする。⁽³³⁾

（一）梅謙次郎博士

梅博士は、債権者は債務者による債務の履行を受領する義務を負っており、この受領義務は一つの債務であるとする。⁽³⁴⁾そして、法律が受領を債権者の義務であると明言していないのは、「缺典」であるかもしれないとまで述べている。⁽³⁴⁾もともと、梅博士が、なぜ受領を債権者の義務と考えていたかについては明らかにされていない。⁽³⁵⁾

梅博士は、債権者が受領を行わなかった場合には、債権者に過失があるかを問わず、債権者は四一三条に基づく責任を負わなければならないとする。その理由として、梅博士は、債権者は自身に生じた損害を過失のない他人に転嫁することは許されないからだと説明する。⁽³⁶⁾

そして、梅博士は、債権者が受領を行わなかった場合には、①受領しないことによって自身に生じた損害を負担しなければならず、②債務者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならずとし、債権者が四一三条の責任を負う場合に四一五条の適用があるとする。⁽³⁷⁾

したがって、梅博士は、債権者に受領義務を認めた上で、四一三条を債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問題とした制度であると理解しているといえる。

(二) 富井政章博士

富井博士は、受領は、一般的には、債権者の権利であつて義務ではないとする考えをとり、梅博士や穂積博士らとは見解を異にしていた。

富井博士は、受領をすることは債権者の権利であるため、債権者に受領を強制することはできないと主張する。ただ、その一方で、債権者が受領を拒めば債務者はいつまでも債務を免れることができないという点を鑑み、債権者も債権者が受領することに正当な利益を有すると認める。このため、債権者の権利と債務者の利益を調整する必要がある、法律上これを調整するために置かれた制度が四一三条の受領遅滞制度であるとする。⁽⁴⁾

富井博士は、債権者が受領を行わなかった場合には、債権者に過失がなくとも四一三条に基づく責任を負うとする。その理由について、博士は、受領をしないことは権利の不行使であるため、権利の不行使から生じた不利益は過失を問題とすることなく権利者たる債権者が負担するのが当然であるからだと述べる。⁽⁴⁾

富井博士は四一三条の効果として、次の三点を挙げる。⁽⁴⁾ 第一に、遅滞の時から不履行により生じる責任につき債権者を免れさせるという四九二条に定められた効力である。具体的には、債務者は、違約金の支払義務や債権者による担保権や解除権の行使といった、債務不履行に基づく不利益、並びに、利息支払義務および果実收取義務を免れるとし、さらに、危険が債権者に移転するとする。第二に、債務者が受領遅滞により被った「一切ノ損害」を債権者に賠償させることである。⁽⁴⁾ 第三に、債務者は供託や自動売却を行う権利を取得するとする。

他方で、富井博士は、一定の場合には履行を受領する義務が存在することを認め、売買における買主、および請負における注文者には目的物を引取る義務があることを肯定する。もつとも、博士はこの義務の違反は債権者の遅滞の問題ではなく、債務者である買主や注文者の、債務者としての、履行遅滞の問題であると、債権者遅滞よりも重大な責任が生じるとしている。⁽⁴⁶⁾

富井博士の見解によれば、四一三条に基づき債権者が負う責任は、受領に対する債務者の正当な利益を保護するために法律が特別に債権者に課した責任であり、その本質は権利者が自らの権利の不行使により生じた不利益を負担することにある。そして、四一三条は、債権者の受領義務違反を問題とした制度ではなく、受領をめぐる債権者と債務者の利益を調整する制度として位置付けられる。もつとも、このような富井博士の見解は、法典調査会における議論にはあらわれてはいない。⁽⁴⁶⁾

注

(27) 原案四一二条は次のような文言であり、口語化前の民法四一三条とはほぼ同様の文言であった。

・原案四一二条 債権者カ債務ノ履行ヲ受領スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサルトキハ其債権者ハ履行ノ提供アリタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス

・口語化前の民法四一三条 債権者カ債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサルトキハ其債権者ハ履行ノ提供アリタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス

(28) 『法典調査会 民法議事速記録（二〇）』（法務図書館資料一〇、一九八一年）一六一頁。

(29) 原案四一二条の趣旨説明においては、旧民法における買主の引取に関する規定には一切言及されていない。

- (30) 『法典調査会 民法議事速記録(一〇)』・前掲注(28)一六三頁以下。
- (31) 『民法修正案理由書(日本立法資料全集別巻三二)』(信山社、一九九三年)三四二頁以下。
- (32) 受領遅滞に関する梅博士および富井博士の見解については、奥富・前掲注(2)一六四頁以下、二二七頁以下が詳しい。
- (33) 梅謙次郎『民法要義卷之三債権編(復刻版)』(有斐閣、一九八四年)五七頁。(なお原典は『民法要義卷之三債権編(三三版訂正増補)』[有斐閣書房、一九二二年]。ただし、以下でも復刻版で該当箇所を示す。)
- (34) 梅・前掲注(33)五八頁。
- (35) 鳩山博士は梅博士について受領義務を認める論拠がないことを批判するとともに、フランスの学説の影響を受けたためではないかと推測する(鳩山秀夫「債権者の遅滞」同『債権法における信義誠実の原則』[有斐閣、一九五五年]一〇一頁)。
- (36) 梅・前掲注(33)二八一頁以下。ただし、梅博士は、債務者もまた、自身に生じた損害を過失のない他人に転嫁することは許されないとし、債務不履行について過失がない場合であっても四一五条に基づく損害賠償義務を負わなければならないとする。
- (37) 梅博士は、債権者に生じる損害の例として、給付目的物が天災により滅失した場合に生じる損害を挙げる。したがって、博士がここで想定しているのは、債権者の危険負担である。
- (38) 梅博士は、債務者に生じる損害の例として、給付目的物の運搬費用および保管の費用のほか、給付目的物が店舗や倉庫を塞いだことから生じる損害を挙げる。したがって、梅博士が想定している債務者の損害は、増加費用に限られなく考えられる。
- (39) 梅・前掲注(33)四七頁。
- (40) 梅・前掲注(33)五七頁。
- (41) 富井博士述『債権総論(完)』(信山社、一九九四年)七一頁以下。(なお、本書は富井博士の著書ではなく、大正元年に行われた講義を基に録取されたものである[本書附言]。)

- (42) 富井博士述・前掲注(41)七四頁以下。
- (43) 富井博士述・前掲注(41)七五頁以下。
- (44) 富井博士は、提供は債権者を遅滞に陥らせるための要件であるため、提供の効果は債権者遅滞の効果と同一に帰するとし、民法がこの二つを分けているのは理論上正当ではないかもしれないと述べている（富井博士述・前掲注(42)二五七頁）。
- (45) 富井博士は、賠償させることができる損害の例として、受領がないために長い間倉庫を使用できないことによる損害を挙げる。
- (46) 富井博士述・前掲注(41)七三頁。
- (47) 富井博士は債務者の遅滞と債権者の遅滞とは性質が全く異なるとし、債務者の遅滞は債務の不履行であり、債権の侵害に他ならないが、債権者の遅滞は権利の不行使にすぎないとする（富井博士述・前掲注(41)六六頁）。
- (48) 奥富教授は、富井博士は法典調査会における原案四一二条の審議段階においても、一般的な形で債権者に受領義務を認めることには反対の立場であったと指摘する（奥富・前掲注(2)二三三頁以下）。

第四節 小括

以上の、債権者が受領を遅滞した場面を規律する制度の起草過程の考察を踏まえて、民法の起草者が受領遅滞の場合における債権者の責任についてどのように考えていたのかを分析し、まとめたい。

一 現行民法四一三条と現行民法四九二条との関係

受領遅滞の場合における債権者の責任についてまず問題となるのは、①四九二条の弁済の提供制度は債権者が

受領を行わなかった場合における債権者の責任を問題としていないのか、②四九二条の弁済の提供制度と四一三条の受領遅滞制度はどのような関係にあるのか、という点である。

この点、起草者がなぜ四九二条があるにもかかわらず四一三条を起草したのかという観点から起草過程を分析するならば、まず、現行民法四九二条（原案五〇七条）の起草段階において、起草者は、現行民法四九二条として構築しようとしている弁済の提供制度が、受領遅滞制度とは異なる制度であるとの認識をもっていなかったことを指摘することができる。すなわち、すでに第二節で指摘したように、起草者は、現行民法四九二条の弁済の提供制度を、基本的にはフランス法に由来する旧民法の弁済の提供制度を継受した制度であると解する一方で、受領遅滞制度であるドイツ法の債権者遅滞制度を参考にして四九二条の弁済の提供制度の要件を構築し、さらに、効果面においてもドイツ法の債権者遅滞制度を参考にして、債権者への危険の移転を弁済の提供の効果と考えた。この点に、四九二条の弁済の提供制度と四一三条の受領遅滞制度の要件面における交錯の原因を見出すことができる。

しかし、現行民法四一三条（原案四一二条）を審議する段階では、危険の移転は四一三条の効果であるとされ、現行民法四九二条の効果として危険の移転を認めることはできないとされている。したがって、四一三条を審議する段階に至って、ドイツ法の債権者遅滞制度に対する起草者の理解が進み、受領遅滞制度と弁済の提供制度を明確に区別するに至ったと考えられる。

受領遅滞制度と弁済の提供制度との区別を理解した起草者は、現行民法四九二条との対比における現行民法四一三条の意義を、債権者に責任を負わせることに求めている。すなわち、四九二条の弁済の提供制度は債務者の責任を免責させる制度であり、債権者に責任を負わせることができない。このため、債権者が受領を行わなかつ

た場合において債務者を保護するためには、四九二条だけでは十分ではない。そこで、債権者に責任を負わせるための制度として、四一三条が必要となる、と。

したがって、起草者の考えは次のようなものであったと結論付けられる。すなわち、①四九二条の弁済の提供制度は債権者の責任を問題としておらず、債権者が受領を行わなかった場合における債権者の責任を問題とした制度は四一三条のみである。四九二条は債務者の責任について規律しているのに対し、四一三条は債権者の責任について規律しているのであるから、規律対象という点で四一三条と四九二条は明確に区別される。

二 現行民法四一三条の問題とする債権者の責任

それでは、起草者は現行民法四一三条が問題とする債権者の責任としてどのような責任を想定していたのか。

（一）法典調査会における債権者の責任の考え方

現行民法四一三条に関する法典調査会の趣旨説明においては、四一三条に基づき債権者が負う責任について、二つの考え方がみられる。

第一に、契約上の受領義務違反に基づく責任として四一三条の債権者の責任をとらえる考え方である。

穂積委員は、法典調査会での起草趣旨説明において、売買契約における買主に引取義務を認めるとの考えを示している。すなわち、目的物の引取に対する売主の期待、および買主によって引取がなされない場合に売主が多大な損失と迷惑を被る可能性を考慮すると、法律が売主に履行期に履行場所で売買目的物を引渡すことを命じる以上、買主にもこれを引取る義務がなければならぬとする。

その上で、穂積委員は、四一三条が目的物の引取義務を問題とした制度であると説明する。すなわち、もともと売買における買主に引取義務を認める規定を置き、買主の引取義務の規定を有償契約一般に適用させる予定であったところ、引取義務が認められるべきなのは有償契約に限られたものではないため、買主の引取義務の規定を有償契約にとどまらず無償契約等にも適用されるように一般化して債権総論の部分に置いたのが四一三条であるとする。

したがって、ここでは、債権者が負う契約上の引取義務違反に基づく責任として、四一三条に基づき債権者が負う責任が説明されている。

第二に、目的物の帰属者たる地位に起因する責任として四一三条の債権者の責任をとらえる考え方である。

法典調査会での起草趣旨説明では、債権者は過失がなくとも受領遅滞の場合に責任を負わなければならないことを説明するにあたり次の考え方が示されている。すなわち、四一三条を債務者に生じた損害をどちらが負担するかという問題としてとらえた上で、売買の目的物が終局的に帰属する者に責任を帰属させるのが適当であるという観点から、債権者の責任を基礎付けようとする考え方である。そこでは危険負担の規定に言及がなされており、危険負担類似の考え方に基づく責任の分配の問題として、四一三条に基づき債権者が負う責任が説明されている。

もつとも、起草委員が、四一三条が問題とする債権者の責任についての上の二つの考え方につき、相互の関係をどのように考えていたのかは明らかではない。⁽⁴⁾むしろ、起草委員には、この二つの考え方によって基礎付けられるそれぞれの責任が、異なる責任原理に基づく責任であり、区別されるべきものであるという認識が存在しなかったと推測される。なぜなら、四一三条はドイツ法を参考にして起草されたため、第一の考え方はドイツ法の

引取義務制度に、第二の考え方はドイツ法の債権者遅滞制度にそれぞれ由来するものと考えられるにもかかわらず、法典調査会において、穂積委員は、ドイツ法では、債権者遅滞の規定に加えて、売買の箇所⁽⁵⁾で買主の引取義務を認める規定を置くことにより、債権者の責任が二重に規定されていると説明しており、債権者遅滞制度と引取義務制度を混同して理解していたと思われるからである。

（二）起草委員の著作にあらわれた考え方

起草委員の一人である梅博士は、起草後の著作において、債権者に受領義務を認めた上で、四一三条が問題とする債権者の責任は債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任であると解する考え方を示している。これに対し、富井博士は、その著作において、受領は債権者の権利であつて義務ではないとし、四一三条の責任は債権者を保護するために法が特別に債権者に課した責任であるとの考え方を示している。

法典調査会における穂積委員の趣旨説明にすでにみられるように、四一三条は当初、売買における引取義務の規定として置かれる予定であつた。富井博士も買主の引取義務については肯定しているため、この当初の引取義務の規定には賛同していたと考えられる。しかし、引取義務の規定は債権総則の箇所に置かれ、債務一般に適用される規定とされるに至つた。これに対し、富井委員はこのような引取義務の一般化には反対の立場であり、買主の引取に対する売主の期待と引取がなされない場合に売主に生じる不都合は買主に引取を義務づける理由として十分であるが、それは債務の履行一般に妥当するものではないと考えていたものと思われる。また、法典調査会において四一三条の要件として債権者の過失は不要とすること、およびそこでの説明について、富井委員にとつてはこの箇所が重要だったものと考えられる一方で、梅委員にとつても、この箇所の説明は特に自身の考えと矛

盾するものではなかったと考えられる。なぜなら、梅委員も、債務不履行に基づく損害賠償請求権発生の要件として債権者の過失は不要であると考えており、その理由として債権者は自身に生じた損害を他人に転嫁することは許されないからであると説明しているからである。

したがって、現行民法四一三条は確かに法典調査会の審議を通過し、成立するに至ったが、四一三条で問題とする債権者の責任について、起草委員の間には考え方の対立があったと指摘することができる。もっとも、富井博士は、債権者が負うべき責任として四一三条に基づく法定の責任だけを考えていたわけではない。売買契約や請負契約においては、買主や注文者に引取義務を認め、その義務違反に基づく責任を負うことを認めている。また、梅博士も、法典調査会で示された債権者の責任を正当化しうる二つの原理を承認しており、義務違反に基づく責任とは異なる原理に基づく責任を否定するものではないと考えられる。

三 まとめ

四一三条の受領遅滞制度は、民法四九二条の弁済の提供制度では債務者の責任を免れさせるのみであり、それでは債務者を保護するには足りないため、債権者に責任を負わせるための制度として起草された。したがって、四一三条の受領遅滞制度は、民法において債権者が受領を行わなかった場合における債権者の責任を規律する唯一の規定として起草された。

しかし、四一三条の受領遅滞制度が債権者のどのような責任を問題とした制度なのかについては、起草過程における議論からは必ずしも明らかではない。その原因として、次の二点を挙げることができる。第一に、起草委員は、責任原理を異にする制度であるドイツ法の債権者遅滞制度と引取義務制度を明確に区別することのないま

ま、あいまいに結び付けて四一三条を起草したと考えられる点。第二に、四一三条が問題とする責任に関して、起草委員の間に、四一三条を債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問題とした制度として理解する考え方（梅委員）と、四一三条を債務者を保護するために法が特別に債権者に課した責任を問題とする制度であると理解する考え方が対立していた点である。

四一三条の受領遅滞制度が債権者のどのような責任を問題とした制度なのかの解明が困難であるのは、起草過程において責任原理を異にする二つの責任が同時に考えられていたことが原因である。そうであるならば、民法四一三条の法的性質の問題から離れ、起草者は受領遅滞の場合における債権者の責任としてどのような責任を考えていたのかという観点から考えるならば、起草者は受領遅滞における債権者の責任として、責任原理を異にする二つの責任を考えていたという結論を導くことができる。とりわけ、法典調査会においては、ドイツ法の債権者遅滞制度が問題とする責任と、引取義務制度が問題とする責任の両方を日本法に取り入れることが考えられていたといえる。

もっとも、民法四一三条が債権者のどのような責任を問題とした制度なのかという点が、条文上も、また起草過程からも明らかではないために、受領遅滞の場合に債権者がどのような責任を負うのかをめぐって学説の議論が展開されることとなった。そこで、次章では、日本の学説が受領遅滞の場合における債権者の責任をめぐってどのような議論を展開してきたのか考察し、日本における議論の到達点を明らかにする。

注

(49) 少なくとも、義務違反を問うためには過失が必要であるとの考え方にに基づき、要件の面で債権者の過失を要求していないことを

理由として、受領遅滞制度で問題とされているのは義務違反の責任ではないとすることは困難である。なぜなら、少なくとも、起草委員である梅博士は、四一五条の責任を追及する場合にも過失が不要と考えており（梅・前掲注③二八一頁以下）、過失を問題とすることなく追及しうる責任は債務不履行責任ではないとの認識は、当時完全に共有されていたわけではないからである。

- (50) 法典調査会における発言は次のとおりである（『法典調査会 民法議事速記録（一〇）』・前掲注②一六二頁）。『独逸杯テハ説明テ分ツテ居リマスガ単ニ「受取ラサルトキハ」トアリマス之テモ言葉丈ケテハ分リマセヌガ其理由書杯ヲ見マスルト「受取ラサル事實アリタルトキハ」ト云フ風ニ説明シテアリマス又独逸民法ノ売買ノ所ニモ矢張り二重ニ規定カアリマシテ「買主ハ之ヲ受取ルヘキ義務ヲ有スル」ト云フコトカ書テアリマス』